

令和4年度第2回 東御市青少年健全育成審議会会議次第

日 時 令和5年2月21日(火) 午後7時～

場 所 東部人権啓発センター 3階会議室

(委員の委嘱)

1 開 会

2 あいさつ 教育長、会長

3 自己紹介

4 青少年健全育成審議会について (P1)

5 協議事項

(1) 第2次東御市青少年健全育成計画の進捗状況について (P2～3)

(2) 長野県子ども・若者支援総合計画(案)の抜粋について (P4～5)

(3) 第3次東御市青少年健全育成計画策定スケジュール(案)について (P6)

6 その他

7 閉 会

東御市青少年健全育成審議会7期 委員名簿

任期(2年): 令和4年4月1日～令和6年3月31日 (敬称略 順不同)

	氏 名	職 名 等	備 考
1	荻原 慎一郎	市青少年育成市民会議常任理事 市青少年補導委員会会長	会長
2	上原 真美	とうみセーフティネットの会(地域部会) 社会教育委員	副会長
3	芦田 高英	市子ども会育成連絡協議会副会長	
4	横山 榮二	青少年補導委員 長野県青少年サポーター	
5	池田 和生	市スポーツ協会 常務理事	
6	五十嵐 江利子	主任児童委員	任期 令和4年12月1日～令和6年3月31日
7	荻原 美和子	とうみセーフティネットの会(地域部会)	
8	辰野 哲男	滋野小学校PTA副会長	
9	井出 広美	北御牧小学校PTA副会長	
10	勝見 藤一	生徒指導主事(東部中学校)	
11	藤原 慎吾	生徒指導主任(東御清翔高等学校)	

事務局

	氏 名	職 名 等	備 考
1	小山 隆文	教育長	
2	柳沢 秀夫	教育次長(青少年センター所長)	
3	清水 悟	教育課長	
4	重田 雄一	教育課青少年教育係長	
5	小菅 毅	教育課青少年教育係 青少年健全育成専門指導員	

東御市青少年健全育成審議会について

1. 目的

平成 16 年 4 月に東御市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第 1 次東御市総合計画」が策定されました。その施策の大綱の中で、「未来を担う人を結ぶまち」が掲げられています。

その総合計画に基づく「有害図書 NO 宣言による青少年によりよい環境づくり」の推進、また、有害自動販売機の増加により社会環境整備が急務であることから、平成 17 年 1 月青少年環境浄化研究委員会、平成 18 年 12 月に青少年健全育成条例策定懇話会を設置し、調査研究を行い、青少年健全育成に関する基本理念や市・市民等の責務及び市の施策の基本を定め、青少年のための社会環境整備をするため、平成 19 年 6 月「東御市青少年健全育成条例」（以下「条例」）が制定されました。

この条例をもとに、青少年の健全な育成に関する計画を定め（条例第 8 条）、それを調査審議、及び推進するため、青少年の健全な育成に関し識見を有する者 15 人以内で組織される「東御市青少年健全育成審議会」が設置されています（条例第 26, 27 条）。

2. 東御市青少年健全育成計画の推進について

東御市では、平成 20 年 3 月に「第 1 次東御市青少年健全育成計画」を策定しました。

現在は、社会状況の変化等を考慮して、内容の見直しを行ない、平成 30 年 4 月に「第 2 次青少年健全育成計画」を策定し、東御市の青少年健全育成のための施策の推進を行っています。

青少年健全育成審議会では、計画の策定及び変更や有害図書類・がん具類の指定または取り消しに関する事項等の調査審議を行います。また、策定された計画の実施状況を検証し、施策の推進について意見を述べることができます。

「第 2 次青少年健全育成計画」の期間は、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間でしたが、長野県子ども・若者支援総合計画や東御市総合計画と整合を図るため、令和 5 年度中に「第 3 次青少年健全育成計画」の策定を行います。

(1) 第2次青少年健全育成計画の進捗状況について

- 1 第2次東御市青少年健全育成計画（2018年度（H30）から2023年度（R5）までの6年間）

平成19年6月に東御市青少年健全育成条例が制定され、条例第8条の規定により、平成30年4月に第2次東御市青少年健全育成計画を策定しました。本計画は、家庭・地域・学校・事業所・行政等、社会全体で青少年健全育成に取り組むこととしています。
- 2 基本目標と施策の展開
 - (1) 青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり
 - ア 青少年の自己形成支援
 - ① 各地区子ども会（青少年）育成会及び青少年育成団体への補助
 - ② 市子ども会育成連絡協議会による親子自然ふれあい学校・ジュニア野外体験学校への補助、教育委員会との共催
 - ③ 子どもフェスティバルの開催（子どもフェスティバル実行委員会主催）
 - ④ 家庭教育学級事業（PTAに委託）の実施
 - ⑤ 放課後子ども教室「げんき塾」の体験事業の実施
 - イ 青少年の社会参加促進及び支援
 - ① 中学生、高校生、大学生ボランティアの育成（子どもフェスティバル、親子自然ふれあい学校・ジュニア野外キャンプの活動）
 - ② 子ども会安全共済会の加入（育成活動時の事故に対応する全国子ども会連合会の保険）
 - (2) 青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり
 - ア 青少年の判断能力の向上
 - ① ネットリテラシー教育の一環としてスマホ・インターネット等の危険から子どもたちを守るための講演会、学習会及び出前講座の開催
 - ② 小中学校の児童生徒にネットリテラシー通信（広報紙）の配布
 - イ 青少年の安心・安全確保のための取組
 - ① 市報とうみやエフエムとうみによる青少年健全育成に係る啓発周知
 - ② 青少年補導委員、少年警察ボランティア等による見守り活動の実施
 - ③ 青少年補導委員によるチェック活動の実施（店舗及び施設等の社会環境調査）
 - (3) 青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくり
 - ア 家庭・地域・学校の取組（連携）
 - ① 青少年育成市民会議による研修会の開催
 - ② 青少年健全育成協力店の加入促進
 - ③ 青少年育成市民会議及び青少年補導委員等による街頭啓発活動、補導活動、パトロール活動の実施

3 青少年健全育成関係団体の活動内容（R5.2.16時点）

団体の概要	活動内容
<p>青少年育成市民会議</p> <hr/> <p>理事 78名(31団体) 代表者 後藤 富美男</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 2回開催（4/28、10/18） ・総会研修会の開催（コロナのため中止・書面決議） ・強調月間街頭啓発活動（7/1、11/1）田中駅・滋野駅 啓発物の配布、あいさつ運動・自転車指導、清掃活動 ・県青少年健全育成県民大会（12/17）飯田市
<p>子ども会育成連絡協議会</p> <hr/> <p>地区協議会、 単位区育成会 代表者 後藤 富美男</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 4回開催（4/20、7/4、10/7、3/3 予定） ・総会、研修会（コロナのため中止・書面決議） ・子どもフェスティバル（コロナのため中止） ・親子自然ふれ合い学校（コロナのため中止）
<p>青少年補導委員会</p> <hr/> <p>定数 38名 代表者 荻原慎一郎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年補導委員会 4回開催（4/14、6/24、10/14、1/25） ・県青少年補導活動推進大会（7/7、千曲市オンライン） ・補導活動、チェック活動、啓発活動 通年実施 ・東信 4市補導委員会（8/25）佐久市 ・強調月間街頭啓発活動（7月、11月、2月実施）
<p>ネットリテラシー教育推進協議会</p> <hr/> <p>定数 7名 代表者 小林経明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットリテラシー教育推進協議会開催（10/14、3/13 予定） ・ネットリテラシー講演会開催（11/4） 講師：メディア信州代表 松島 恒志氏 とうみセーフティネットの会の部会員参加 ・出前講座、研修会開催 各小中学校で開催（38回）
<p>青少年健全育成審議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会 2回開催（6/30、2/21）

(2) 長野県子ども・若者支援総合計画（案）の抜粋について

第3節 青少年の健全育成

1 現状と課題

1 青少年の非行防止

○ 県内の非行少年の総数や、再非行者率は減少傾向にあります。非行少年の再犯の減少に向けた取組を推進する必要があります。

○ 全国的に覚醒剤事犯で検挙された 30 歳未満の者は減少傾向にあるものの、大麻事犯で検挙された 30 歳未満の者は平成 26 年（2014 年）から増加に転じており、若者に乱用が多い危険ドラッグをはじめ、薬物依存の防止に向けた取組を推進する必要があります。

2 青少年のインターネットの適正利用の推進

○ 県内の児童生徒のインターネット利用時間は長くなっており、保護者の想像する利用時間を上回っています。児童生徒のみならず、保護者など大人のインターネットの適正利用を推進する必要があります。

○ 10 代、20 代の若者はネット依存の傾向が高い状況にあります。青少年のネット依存を防ぐため、インターネット適正利用を推進するための普及啓発を行う必要があります。

3 青少年の社会参加の促進

○ 少子化に伴い地域の担い手となる若者が減少しており、ボランティア活動や地域活動など公共的活動に参加する青少年の割合も少ない状況です。地域の担い手となる青少年の公共的活動などへの参加の促進に向けた啓発及び情報提供が必要です。

○ 子どもの自然体験がこの 10 年の間でやや減少しています。

自然体験や生活体験、文化芸術体験などが豊富な子どもは、自己肯定感が高く、探究力が身に付いている傾向もみられることから、社会参加への意欲や関心を育む自然体験などの体験活動を充実する必要があります。

○ 「こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）」に基づき全ての子どもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保していくため、取組を進めていくことが必要です。

2 施策の方向性

○ 「青少年は地域社会から育む」という観点に立ち、行政と県民が一体となって青少年の非行や薬物乱用を生まない社会づくりを目指します。

○ 青少年のインターネットの適正利用について、行政、県民、学校、民間が一体となり、社会全体で推進します。併せて、青少年が自ら考え、自ら行動する取組を推進します。

○ 次世代を担う青少年が、自らが暮らす地域に誇りと愛着をもち、地域づくりに積極的に関わることができるよう、ボランティア活動や地域活動などの公共的活動や自然体験などの様々な体験活動への参加を促進します。

○ 子ども関連施策の策定、実施及び評価の各段階において、子どもや子育て当事者の意見を幅広く聴取し、施策への反映を検討します。

3 施策の展開

1 青少年の非行防止

- ・青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。(次世代サポート課)
- ・信州あいさつ運動※や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーター※を育成します。(次世代サポート課)
- ・少年警察ボランティア※や長野県大学生ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所の街頭補導や、少年の不適切な書き込みについてサイバーパトロール※による発見活動を実施します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・関係機関等と連携し、少年の立ち直りを支援し、再非行を防止する取組を推進します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・少年の規範意識の向上を図るため、大麻を始めとした薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・犯罪や非行をした人を支援する福祉関係者と司法関係者の連携ネットワーク構築等により、再犯防止の取組を推進します。(地域福祉課)

2 薬物乱用防止

- ・長野県薬物乱用対策推進協議会※を開催して関係者の連携を図り、併せて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動※を推進するとともに、学校薬進します。(薬事管理課)
- ・薬物乱用防止教育指導者講習会を開催し、各学校が開催する薬物乱用防止教室の指導者育成に取り組むとともに、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。(保健厚生課)

3 インターネットの適正利用

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会※において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。(次世代サポート課)
- ・保護者や地域住民等が自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットやスマートフォンの適正利用や情報モラルについて学ぶ機会を増やします。(次世代サポート課)
- ・ネットトラブルの応急対応と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。(心の支援課、次世代サポート課)
- ・情報モラルの向上、インターネットの適正な利用を推進するため「高校生ICT※カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。(心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課)
- ・高校生が地元の中学校や小学校に赴き、児童・生徒に対してスマートフォンやインターネットの適正利用について指導を行う「高校生スマホキャラバン」を実施します。(警察本部人身安全・少年課)

4 社会参加の促進

- ・単独市町村では解決困難な課題に対して圏域での活動基盤を構築する等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と活動の普及を図ります。(地域福祉課)
- ・計画策定や事業評価等の県の政策形成過程においては、次代を担う子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の社会参画を推進します。(関係課)
- ・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源(地域文化)を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。(こども・家庭課)
- ・自然体験活動を通じて豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、県立少年自然の家においてふれあい自然体験キャンプ等を実施します。(文化財・生涯学習課)

(3)第3次東御市青少年健全育成計画策定スケジュール(案)について

年度	時期	審議会等	内容	検討項目
令和4年度 (2022)	12月		全国学力テストR4データ確認	
令和5年 (2023)	1月		各種アンケート内容の確認	
	2月	第2回審議会	補欠委員の委嘱 第3次計画策定スケジュール(案)について	スケジュール(案)
	3月		国・県・市のデータのうち必要データの選考	
令和5年度	4月		アンケートの検討	アンケート(案)について各委員で確認
	5月		スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート(子どもメディア信州)実施	
		第1回審議会 市長より諮問	令和4年度 進捗状況について 第3次計画骨子(案)及びアンケート(案)について	計画骨子(案) アンケート(案) KPI(指標)
	6月		市内小学6年生、中学2年生及びその保護者・育成会を対象にアンケート実施	
	7~8月		アンケート回収・集計等	
	9~10月		第3次計画素案作成	
	11月	第2回審議会	第3次計画素案について	計画素案
	12月		パブリックコメント(意見公募)の実施	
令和6年 (2024)	1月		パブリックコメント(意見公募)に対する回答	
	2月	第3回審議会	第3次計画案について(パブコメ反映等)	計画
	3月	市長へ答申	第7期審議会委員任期満了	
	4月	計画公表		